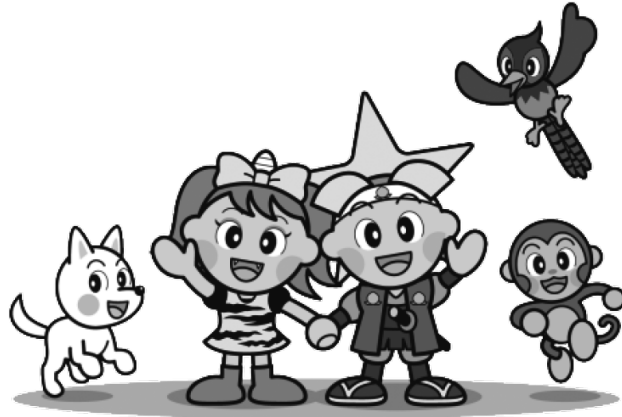


【令和5年度】

母子福祉資金

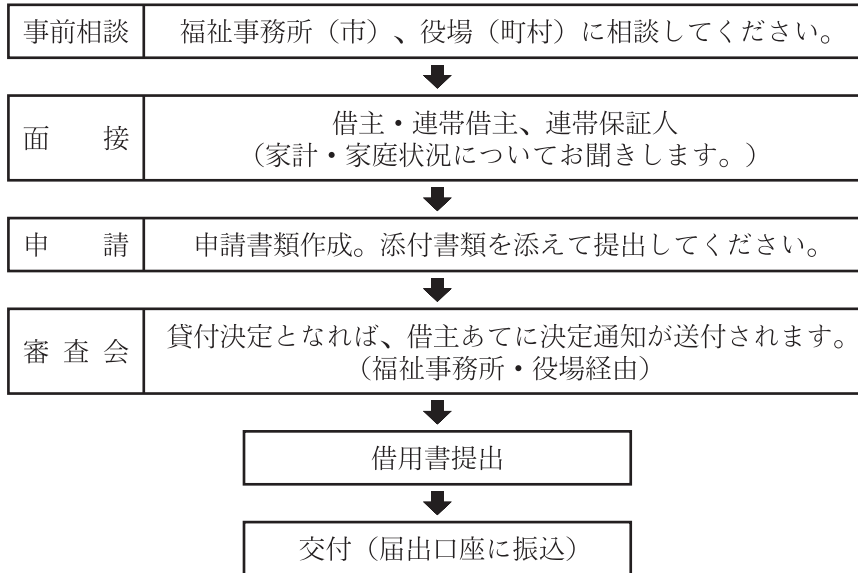
父子福祉資金 貸付制度のあらまし

寡婦福祉資金



©岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

貸付けの流れ（概略）



※詳細は福祉事務所・役場（町村）にお尋ねください。

返済義務があります

当制度は対象者の方に必要とする資金をお貸しする制度です。
資金を給付する制度ではありません。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の種類とその概要

(令和5年4月現在)

貸付金の種類	内 容	貸付対象	貸付金額の限度	据置期間	償還期間	貸付利率
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	1回につき 3,260,000円	貸付けの日から 1年間	7年以内	*1無利子 又は 1.0%
		母子・父子福祉団体	1回につき 4,890,000円			
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦 母子・父子福祉団体	1回につき 1,630,000円	貸付けの日から 6か月間	7年以内	*1無利子 又は 1.0%
技能習得資金	知識技能を習得するのに必要な資金 就業を容易にするために高等学校へ修学及び入学するのに必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	5年以内 月額68,000円 (自動車運転免許取得は 460,000円)	習得期間満了後 1年	<ul style="list-style-type: none"> 1年までの貸付け 10年以内 2年までの貸付け 15年以内 2年を越える貸付け 20年以内 	*1無利子 又は 1.0%
修業資金	知識技能を習得するのに必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子	5年以内 月額68,000円 〔高校3年在学時に就職を希望 する児童の自動車運転免許取 得は460,000円〕 ※2	習得期間満了後 1年	<ul style="list-style-type: none"> 1年までの貸付け 3年以内 1年を越える貸付け 6年以内 	無利子
就職支度資金	就職に際しに必要な資金	母子家庭の母又は 児童 父子家庭の父又は 児童 父母のない児童 寡 婦	1回につき 105,000円 〔通勤のために自動車を購入す る場合 340,000円 (通常分100,000円+自動車 購入分240,000円)〕	貸付けの日から 1年間	6年以内	*1無利子 又は 1.0% (児童に係 る貸付け は無利子)
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金	母子家庭の母又は 児童(介護の場合 は児童を除く) 父子家庭の父又は 児童(介護の場合 は児童を除く) 寡 婦	医 療 340,000円 (特別の場合 480,000円) 介 護 500,000円	医療又は介護期 間満了後 6か月間	5年以内	*1無利子 又は 1.0%
生活資金	技能習得期間中若しくは医療介護を受けている期間中 又は失業中の生活の安定を 維持するのに必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	技能習得期間中3年以内 月額141,000円 医療又は介護を受けている期間中1年 以内、離職した日の翌日から1年以内 月額108,000円 〔母又は父が生計中心者でない場合 及び現に扶養する子のない寡婦及 び現に扶養する子の生計を維持し ていない寡婦の場合 月額70,000円〕	習得期間満了後 6か月間	<ul style="list-style-type: none"> 1年までの貸付け 10年以内 2年までの貸付け 15年以内 2年を越える貸付け 20年以内 	*1無利子 又は 1.0%
			医療若しくは介護期間又は失業 貸付期間満了後 6か月間	5年以内		
	配偶者のない女子又は男子 となって7年未満の者の自 立意欲の促進と生活の安定 を図るのに必要な資金及び 養育費取得に係わる資金	母子家庭の母 父子家庭の父	月額108,000円 (上限2,592,000円) 〔母又は父が生計中心者でない場合〕 月額70,000円	貸付期間満了後 6か月間	8年以内	
家計が急変し、児童扶養手 当受給相当まで所得が減少 した方に対する資金	母子家庭の母 父子家庭の父	(児童1人の場合) 3か月以内 月額44,140円	貸付終了後 6か月間	10年以内		
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、 保全、改築、増築するのに 必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	1回につき 1,500,000円 (特別の場合 2,000,000円)	貸付けの日から 6か月間	7年以内	*1無利子 又は 1.0%
転宅資金	住居を移転するための住宅 の貸借に必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	1回につき 260,000円	貸付けの日から 6か月間	3年以内	*1無利子 又は 1.0%
結婚資金	婚姻に際し必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養して いる20歳以上の子	1回につき 310,000円	貸付けの日から 6か月間	5年以内	*1無利子 又は 1.0%

貸付金の種類	内 容	貸付対象	貸付金額の限度	据置期間	償還期間	貸付利率
就学支度資金	小学校又は中学校への入学に際し必要な資金 〔所得税非課税又は入学時における経済的事実が所得税非課税の者と同等程度と認められる方に限ります。〕	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童	小学校 64,300円 中学校 81,000円	15歳に達した日の属する学年を終了して6か月間	10年以内	無利子
	高等学校又は専修学校（一般課程、高等課程）への入学に際し必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	(国公立) 自宅通学 150,000円 自宅外通学 160,000円 (私立) 自宅通学 410,000円 自宅外通学 420,000円	修学終了後6か月間	10年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	
	大学(短期大学を含む)、高等専門学校又は専修学校(専門課程)への入学に際して必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	(国公立) 自宅通学 410,000円 自宅外通学 420,000円 (私立) 自宅通学 580,000円 自宅外通学 590,000円 ※3	修学終了後6か月間	10年以内	
	大学院への入学に際し必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	国公立 380,000円 私立 590,000円	修学終了後6か月間	10年以内	
	事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するための施設(厚生労働大臣が定めるもの)への入所に際し必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	自宅通所 中卒者 150,000円 高卒者 272,000円 自宅外通所 中卒者 160,000円 高卒者 282,000円	修業終了後6か月間	5年以内	
修学資金	修学に必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	別表修学資金貸付限度額(月額)一覧表のとおり ※2 ※3 〔日本学生支援機構からの貸与型奨学金、その他団体等の奨学金、授業料減免等を受ける場合、貸与額を調整する可能性があります。〕	修学終了後6か月間	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上の貸付け 10年以内 2年以上3年未満の貸付け 6年以内 専修学校のその他の課程 5年以内 2年未満の貸付け 3年以内 	無利子

修学資金貸付限度額（月額）一覧表^{※4}

	国 公 立		私 立	
	自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
高等専修学校(高等課程)	27,000円	34,500円	45,000円	52,500円
高等専門学校	1～3年	31,500円	33,750円	52,500円
	4・5年	67,500円	76,500円	115,000円
専修学校(専門課程)	67,500円	78,000円	89,000円	126,500円
短期大学	67,500円	96,500円	93,500円	131,000円
大学	71,000円	108,500円	108,500円	146,000円
大学院	修士課程	132,000円		
	博士課程	183,000円		
専修学校(一般課程)	52,500円			

※1 連帯保証人を立てた場合：無利子

〃 立てない場合：年1.0%

※2 修学資金・修業資金の貸付限度額加算

高等学校、高等専門学校、専修学校に就学している児童又は修業施設において知識技能を習得中の児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、修学資金又は修業資金の貸付限度額に児童扶養手当の額を加算することができます。

※3 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づく高等教育の修学支援制度により支援を受けた場合、支援相当額を控除した額を限度額とします。また、貸付け後に同制度による支援を受けた場合は、支援相当額について償還を求められます。

※4 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)(扶養親族等が2人以上の場合については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合には、限度額が本一覧表と異なります。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の概要

貸付けにあたり、貸付希望者（借主、連帯借主、連帯保証人）との面接、申請内容の審査が行われます。

貸付対象者 ・税金等の滞納がなく、当該資金の貸付けにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長が図られ、償還が確実と認められる方
※この制度は外国人の方にも適用されます。

母子福祉資金

- ・母子家庭の母（死別・離婚等により配偶者のない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している方）
- ・母子家庭の児童及び父母のない児童（20歳未満）

父子福祉資金

- ・父子家庭の父（死別・離婚等により配偶者のない男子で現に児童（20歳未満）を扶養している方）
- ・父子家庭の児童（20歳未満）

寡婦福祉資金

- ・寡婦（死別・離婚等により配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった方）
- ・40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
※いずれも、扶養する子等がない場合は、前年の所得（1月1日から5月31日までの間に申請のあった貸付けについては前々年の所得）の額が2,036,000円を超えない方に限ります。

貸付申請受付場所 ・市に居住する方……市の福祉事務所
・町村に居住する方……町村役場経由で県民局健康福祉部（新庄村、西栗倉村、美咲町は福祉事務所）
※岡山市、倉敷市については、それぞれの市で貸付けを実施しています。

貸付申請受付期間 ・貸付申請は随時受けています。（必ず窓口へ早目に相談してください。）
※ただし、就学支度資金については、2月中旬までに相談してください。
（申請書が提出されてから貸付決定となった資金交付まで約1か月～2か月かかります。）

貸付申請関係書類 ・各資金共通
貸付申請書・戸籍謄本・住民票（本籍の記載）・年収を証明するもの（課税証明書等）・貸付申請に対する民生（児童）委員の意見書・保証承諾書（申請者が未成年者の場合のみ）・誓約書・同意書等
・事業開始資金、事業継続資金……事業概要書・保証人に係る公正証書・連帯保証人への情報提供の報告についての確認書
・技能習得資金、修業資金……技能習得・修学先の発行する証明書
・就職支度資金……就職に関する採用証明書又は採用通知書の写し
・医療介護資金……医療分 医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書
介護分 サービス利用票別表等（償還払の介護サービス費立て替えに充てる場合は、介護サービスの償還払額がわかる書類及び見積書等）の写し
・生活資金……生活資金を必要とする申立書
・住宅資金……住宅計画書及び住宅経費見積書
・転宅資金……賃貸借契約書の写し又は使用承諾書
・就学支度資金……合格通知書の写し又は入学許可証・奨学金等の額が分かるもの
・修学資金……在学証明書・修学生調書・奨学金等の額が分かるもの

貸付決定後の提出書類 ・借用書、印鑑証明（18歳以上の借主、連帯保証人、連帯借主のもの）

借主確認書類 ・マイナンバー（個人番号）カード又は、通知カード（個人番号が記載された住民票の写しも可）及び顔写真が写った証明書（運転免許証、在留カード、パスポート等）

連帯保証人 ・行為能力のある方。（未成年でない方等）
・弁済能力を有し、かつ、真に誠意のある方。
・県内に居住する方を優先してください。
・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子又は男子に係るものに限る。）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金については、連帯保証人を立てることができない場合も貸付けは可能ですが、年1.0%の利子がかかります。（連帯保証人を立てた場合は、無利子。）
・児童が修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金の貸付けを受ける場合には、連帯保証人を立てる必要があります。
・同居又は同一家計に属する方でないこと。

償還方法 ・原則、月賦の方法で、口座振替により、返済していただきます。

違約金 ・支払い期限までに入金がなかった場合は、延滞元利金額について年3%の割合で課せられます。

住所変更その他の届出 ・住所氏名変更届、貸付辞退申出書、保証人異動届、休停復学届、資格喪失届（修学先の変更があった場合も含む）、据置期間延長申請書、繰上償還申出書、死亡届、支払猶予申請書の届出及び奨学金等の額に変更があった場合は、速やかに市等の福祉事務所又は町村役場で手続きをしてください。